

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2017

月刊

中小企業レポート

7

No.488

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

働き方改革の実現に向けて その1





簡単・便利・迅速



けんしんの当座貸越

無担保 クイックK

3つの【K】うれしいメリット!!

KANTAN! ①お借入は、専用伝票を記入するだけの簡単手続き!

KURIKAESHI! ②限度額の範囲内で、いつでも繰り返しご利用OK!

KEIHI! ③印紙代、保証料、事務手数料が不要で経費削減! ※1

ご利用いただける方	法人および個人事業主の方。 (業歴3年以上で直近決算が「経常黒字」または「非債務超過」の方)
お使いみち	事業性資金(運転資金・設備資金)※2
ご融資限度額	500万円以上5,000万円以内(100万円単位)で 極度額をお決めいただけます。 ただし、上限金額は平均月商の2倍までとさせていただきます。
ご融資期間	6ヵ月ごとの自動更新となります。※3
ご融資利率	個別にご相談させていただきます。(変動金利)
ご返済方法	毎月の元金均等返済となります。 (返済元金は極度額の1.0%以上、1万円単位)
保証人	当組合所定の方法によります。
担保	不要。
保証料・事務手数料	不要。



※1初回契約時に印紙代200円(当座貸越契約書)をご返済口座から引落しさせていただきます。

(当組合と初めてお取引を開始する場合には、別途契約書印紙代が必要となります。)

※2設備資金の場合は、疎明資料のご提出をお願いいたします。

※3更新時には、試算表等のご提出をお願いいたします。

●審査の結果、ご融資できない場合がございます。 ●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊
中小企業レポート

2017

7

No.488

-
- 2 **特集**
働き方改革の実現に向けて その1
-
- 7 **信州の100年企業**
株式会社田中宗吉商店（飯田市）
-
- 8 **中央会インフォメーション**
-
- 9 **全中インフォメーション**
-
- 10 **好機逸すべからず**
株式会社山崎屋木工製作所（千曲市）
株式会社オオタ（松本市）
-



【表紙写真】水引の羽子板

結納で使用した水引を羽子板に装飾し直すことで、思い出の品として残すことができます。現在でも月に1本の依頼がある水引の羽子板製作。世界にひとつだけの記念として製作するのはいかがでしょうか。

【お問い合わせ】

株式会社田中宗吉商店

電話 0265-22-3935

働き方改革の 実現に向けて

その
一

平成29年3月28日に働き方改革実現会議において、「働き方改革実行計画」が決定されました。「働き方改革実行計画」には、働き方改革の実現に向けた、合計19項目の対応策について、項目ごとに、「働く人の視点に立った課題」、「今後の対応の方向性」、「具体的な施策」が、また、平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10年間の各年度において、施策をどのように展開していくかが、示されています。

今回の特集では、「働き方改革実行計画」で示された「今後の対応の方向性」と厚生労働省長野労働局の主な支援策などを、7月号と8月号の2回に分けてご紹介します。今月号は、①～⑥に関する支援策をご紹介します。

各企業においては、「働き方改革実行計画」の「今後の対応の方向性」等を踏まえ、法定労働条件の遵守を前提とした上で、労使の話し合いを通じて、現状を把握し、課題解決、働き方改革の実現に向けた実情に応じた取り組みを行うことが望まれます。

「働き方改革実行計画」で示された対応策

- ① 同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備
- ② 非正規雇用労働者の正社員化などキャリアアップの推進
- ③ 企業への賃上げの働きかけや取引条件改善・生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備
- ④ 法改正による時間外労働の上限規制の導入
- ⑤ 勤務間インターバル制度導入に向けた環境整備
- ⑥ 健康で働きやすい職場環境の整備
- ⑦ 雇用型テレワークのガイドライン刷新と導入支援
- ⑧ 非雇用型テレワークのガイドライン刷新と働き手への支援
- ⑨ 副業・兼業の推進に向けたガイドライン策定やモデル就業規則改定などの環境整備
- ⑩ 治療と仕事の両立に向けたトライアングル型支援などの推進
- ⑪ 子育て・介護と仕事の両立支援策の充実・活用促進
- ⑫ 障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進
- ⑬ 外国人材受入れの環境整備
- ⑭ 女性のリカレント教育など個人の学び直しへの支援や職業訓練などの充実
- ⑮ パートタイム女性が就業調整を意識しない環境整備や正社員女性の復職など多様な女性活躍の推進
- ⑯ 就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備の推進
- ⑰ 転職・再就職者の採用機会拡大に向けた指針策定・受入れ企業支援と職業能力・職場情報の見える化
- ⑱ 給付型奨学金の創設など誰にでもチャンスのある教育環境の整備
- ⑲ 継続雇用延長・定年延長の支援と高齢者のマッチング支援

※ 「働き方改革実行計画」、「同一労働同一賃金ガイドライン案」については、首相官邸ホームページ（「一億総活躍社会の実現」－「働き方改革の実現」特集ページ）を参照してください。

※ 以下の白抜き文字の囲み記事は、「働き方改革実行計画」で示された「今後の対応の方向性」の記載内容です。

① 同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を解消し、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにし、我が国から「非正規」という言葉を一掃することを目指し、同一労働同一賃金の法整備を実現する。

※ 「働き方改革実行計画」の「具体的な施策」では、「(前略) ガイドライン案の実効性を担保するため、裁判(司法判断)で救済を受けることができるよう、その根拠を整備する法改正を行う。具体的には、パートタイム労働法、労働契約法及び労働者派遣法の改正を図ることとし、(後略)」とされています。

【長野非正規雇用労働者待遇改善支援センター(長野労働局委託事業)】(平成29年4月開設)

企業における非正規雇用労働者の待遇改善を支援するため、専門家による相談対応(電話・メール・窓口)、企業訪問による賃金制度の見直しの助言等を行っています。

所在地：長野市中御所260-1 電話：026-219-2414

長野非正規雇用労働者

検索

【同一労働同一賃金特集ページ・同一労働同一賃金ガイドライン案専用相談窓口】

厚生労働省は、ホームページに「同一労働同一賃金特集ページ」を設けるとともに、専用相談窓口(電話03-3595-3316・平日9:30~18:15)を設けています。

同一労働同一賃金特集ページ

検索

② 非正規雇用労働者の正社員化などキャリアアップの推進

アベノミクスの効果により、正規雇用労働者が8年ぶりに増加に転じ、不本意非正規雇用労働者の割合も前年に比べて低下するなど、非正規雇用を取り巻く雇用環境に改善が見られる。これを確実に正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の解消や不本意非正規雇用労働者の正社員化につなげ、非正規雇用労働者の処遇改善を図る。

【キャリアアップ助成金】

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度です。正社員化コース、人材育成コース、賃金規定等改定コース、健康診断制度コース、賃金規定等共通化コース、諸手当制度共通化コース、選択的適用拡大導入時処遇改善コース、短時間労働者労働時間延長コースの8つのコースがあります。詳しくは、長野労働局訓練室(電話026-226-0862)へお問い合わせください。

キャリアアップ助成金

検索

【労働契約等解説セミナー2017『『安心』して『働く』ためのルール』(厚生労働省委託事業)】

平成30年4月1日以降無期転換ルール(※)に基づく無期労働契約への申込みの本格化が見込まれます。無期転換ルールの導入を支援するため、無期転換制度の具体的な導入方法、先行している企業の導入事例の紹介のほか、労働基準法、労働契約法で定められている労働契約に関する重要なルールなどを解説するセミナーを開催します(いずれのセミナーも同一内容・セミナー13:10~16:45・個別相談会16:45~)。

- ・ 7/13(木) 長野バスターミナル会館4階 芙蓉・寿(長野市中御所岡田178-2)
- ・ 10/19(木) JA長野県ビル12階 12A会議室(長野市南長野北石堂町1177-3)
- ・ 3/1(木) 長野バスターミナル会館4階 芙蓉・寿(長野市中御所岡田178-2)

○申込先・問い合わせ先：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社（電話03-6213-6150）

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/201704.html>

（※）有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申し込みによって無期労働契約に転換しなければならないルール。

労働契約等解説セミナー

検索

【有期契約労働者の無期転換ポータルサイト】

厚生労働省は、「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」を開設し、無期転換ルールの概要や、制度導入のポイント、「多様な正社員」制度の導入の参考となるモデル就業規則などについて、広く情報を発信しています。

無期転換サイト

検索

③ 企業への賃上げの働きかけや取引条件改善・生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備

（前略）最低賃金についても、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す。賃上げしやすい環境の整備に向けて、下請等中小企業の取引条件の改善等を図るとともに、賃金・生産性の向上に向けた支援を行う。

【業務改善助成金】

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成する制度です。詳しくは、長野労働局雇用環境・均等室（電話026-223-0560）へお問い合わせください。

業務改善助成金

検索

【長野県最低賃金総合相談支援センター（長野労働局委託事業）】

最低賃金引上げに向けて生産性向上等の経営改善に取り組む中小企業等の労働条件管理などの相談等にワンストップで対応し、課題解決のための専門家派遣の要望があった場合は、専門的知識を有する労務管理の専門家や経営コンサルタント等を派遣しています。

所在地：長野市中御所岡田131-10 フリーアクセス：0800-800-3028

【生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます】

今後労働力人口の減少が見込まれる中で経済成長を図っていくためには、個々の労働者が生み出す付加価値（生産性）を高めていくことが不可欠です。このため、企業における生産性向上の取り組みを支援するため、生産性を向上させた企業が労働関係助成金（一部）を利用する場合、その助成額又は助成率を割増します。具体的な助成額又は助成率は各助成金のパンフレット等をご覧ください。

雇用関係助成金

検索

【人事評価改善等助成金】（平成29年4月1日新設）

生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離

職率の低下を実現した事業主に対して助成するもので、人材不足を解消することを目的とした制度です。詳しくは、長野労働局職業対策課（電話026-226-0866）へお問い合わせください。

人事評価改善等助成金

検索

④ 法改正による時間外労働の上限規制の導入

いわゆる36協定でも超えることができない罰則付きの時間外労働の上限規制を導入するとともに、さらに長時間労働を是正するため、企業文化や取引慣行の見直しを推進する。これにより、労働参加と労働生産性の向上を図るとともに、働く方の健康を確保しつつワーク・ライフ・バランスを改善し、長時間労働を自慢する社会を変えていく。

※ 「働き方改革実行計画」の「具体的な施策」では、

<原則> 週40時間を超えて労働可能となる時間外労働時間の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には次に掲げる特例を除いて罰則を科す。

<特例> 特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回るできない時間外労働時間を年720時間（＝月平均60時間）とする。年720時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回るできない上限を設ける。

とされています。

【働き方・休み方改善コンサルタント】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、働き方や休み方の見直しに取り組む企業に、電話のほか、個別訪問により改善に向けたアドバイスや資料提供、社内研修等の支援を無料で行っています。次のような、企業の悩みや要望に応じています。

- ・「従業員の健康のため、長時間労働を改善したい。」
- ・「フレックスタイム制や裁量労働制を導入したいけど、手続きがわからない。」
- ・「優秀な人材を確保するためにも年次有給休暇をはじめ休暇制度を充実したい。」
- ・「労働時間や休日・休暇等の全般について、専門家に相談したい。」 など

○申込先・問い合わせ先：長野労働局雇用環境・均等室 電話026-223-0551

【働き方・休み方改善ポータルサイト】

厚生労働省は、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開設し、働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供しています。企業や社員が「働き方」や「休み方」を自己診断することで、自らの「働き方」や「休み方」を「見える化」し、改善のヒントを見つけられるサイトです。

働き方・休み方改善 ポータル

検索

【職場意識改善助成金】

中小企業における労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、職場意識改善に係る計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業の事業主に助成金を支給する制度です。職場環境改善コース、所定労働時間短縮コース、時間外労働上限設定コース等の5つのコースがあります。詳しくは、長野労働局雇用環境・均等室（電話026-223-0560）へお問い合わせください。

職場意識改善助成金

検索

(職場環境改善コース)

年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上の中小企業事業主が、所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組んだ場合、その実施に要した経費の一部を助成する制度です。

(所定労働時間短縮コース)

商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の事業場規模10人未満の中小企業事業主（特例措置対象事業場）であって、所定労働時間が週40時間を超え、週44時間以下の中小企業事業主が、週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下にした場合、その実施に要した経費の一部を助成する制度です。

(時間外労働上限設定コース)

限度基準を超える時間数で36協定（特別条項）を締結している中小企業事業主が、36協定で定める延長時間を短縮して、限度基準以下の上限設定を行った場合、その実施に要した経費の一部を助成する制度です。

⑤ 勤務間インターバル制度導入に向けた環境整備

労働者の生活時間を確保し、健康な生活を送ることができるよう、勤務間インターバル制度の導入についての環境整備を行う。

【職場意識改善助成金（勤務間インターバル導入コース）】

中小企業事業主が、過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向け、休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルの導入に取り組んだ場合、その実施に要した経費の一部を助成する制度です。

勤務間インターバル

検索

⑥ 健康で働きやすい職場環境の整備

労働者が健康に働くための職場環境の整備に必要なことは、労働時間管理の厳格化だけではない。上司や同僚との良好な人間関係づくりを併せて推進する。産業医・産業保健機能の強化等を図る。また、新たな規制に対応した監督指導体制を強化する。

【パワーハラスメント対策支援セミナー（厚生労働省委託事業）】

パワーハラスメントの基礎知識、予防解決への取り組みのノウハウや企業事例などを盛り込んだ「パワーハラスメント対策導入マニュアル」をテキストとして、どのように取り組めば良いのか、何がポイントなのか、経験豊富な講師が具体的なノウハウを解説するセミナーを開催します。

8/25（金）13：30～16：30 長野県教育文化厚生協会大会議室（長野市県町593）

○申込先・問い合わせ先：公益財団法人21世紀職業財団（電話03-5844-1663）

パワハラ対策支援セミナー

検索

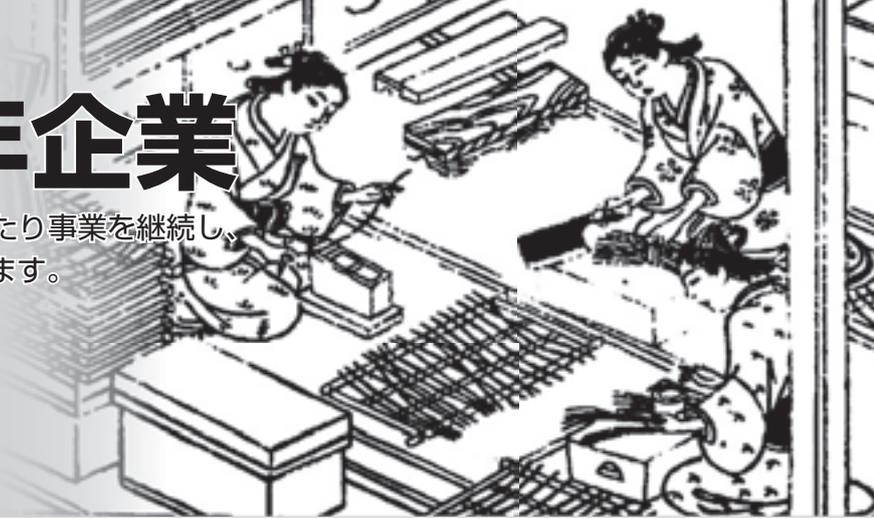
※ご不明な点につきましては、各問い合わせ窓口までお問い合わせください。

信州の100年企業

社会経済情勢の変遷の中にあって多年にわたり事業を継続し、地域社会に貢献してきた老舗企業をご紹介します。

第16回

株式会社田中宗吉商店 (飯田市)



明治10年、創業者の田中虎治郎氏が元結の本家より分家、元結・水引製造問屋「@田中商店」として創業し、飯田の伝統的な地場産業である水引製造を4代にわたり受け継いできました。

初代の田中虎治郎氏は、南向きの斜面に「はざ場」を設け、天日利用による乾燥方法「屋外天日乾燥法」を考案しました。それまで屋内の炉端で行われていた染色後の水引の乾燥作業は、時間をかけて乾燥させる必要があったため、手間のかかる作業でした。屋外で乾燥させることが可能となったことで、広い場所で効率よく乾燥させることができるため、水引の生産性は飛躍的に向上しました。この「屋外天日乾燥法」は2代目田中宗吉氏が「田中式水引製造法」として1916年に特許を取得しています。



1998年に開催された長野冬季オリンピックの際には、NAOC（長野冬季五輪組織委員会）が「心と心をつなぐ日本の象徴でもある水引は、オリンピック参加者へのプレゼントとしてふさわしい」として、選手や役員等のオリンピック参加者に贈る記念品に水引を採用しました。多数の見本の中から記念品として選ばれた6点は、偶然にもすべて同社が提出したもので、16,000個を同業者の協力も得ながら製作し、世界に「飯田水引」をアピールしました。



結納や結婚式を簡略化する動きもありますが、近年力を入れている水引のオーナメントは、日本らしさをアピールするものとして結婚式の引出物やお中元・お歳暮等のワンポイントに用いられることも増えてきています。

日本一の水引産地として「飯田水引は細工とアイテム数で勝負」と力強く語られた田中康弘代表取締役は、付加価値を高めた水引を手掛けることで、ブランドを構築し、飯田水引の魅力を積極的に発信していきたいと考えています。

主なあゆみ

- 1877年(明治10年) 初代田中虎治郎氏が元結・水引製造問屋「@田中商店」として創業
- 1904年(明治37年) 屋外天日製造機を考案し、水引の半機械化を図る
- 1913年(大正2年) 田中宗吉氏が「改良巻取紙切断機」の実用新案登録
- 1916年(大正5年) 田中宗吉氏が「田中式水引製造法」で特許を取得
- 1917年(大正6年) 2代目田中宗吉氏が事業を継承
- 1922年(大正11年) 長野県諏訪湖上博覧会総裁より「水引金牌」拝受
平和記念東京博覧会総裁より「水引銀牌」拝受
- 1950年(昭和25年) 法人改組し、株式会社田中宗吉商店を設立
「御国」を商標登録
- 1957年(昭和32年) 3代目田中章吾氏事業を継承(2代目宗吉を襲名)
営業品目に結納品・金封・祝儀用品を加える
- 1984年(昭和59年) 4代目田中康弘氏が事業を継承
営業品目に装飾品・正月飾を加える
- 1998年(平成10年) 長野冬季オリンピック選手役員への日本土産として製品が採用



株式会社田中宗吉商店

飯田市今宮町三丁目37

事業内容 水引製品製造卸業
創業年 1877年(明治10年)
創業時の屋号 @田中商店
創業時の事業 元結・水引製造卸業

組合創立20周年－薬学部生対象の奨学金制度創設－

～大北保険薬局事業協同組合～

大北保険薬局事業協同組合は、創立20周年を記念して県内で初めて薬学部生を対象とした奨学金制度を創設しました。また、6月18日には大町商工会館で記念講演会を開催しました。

長野県内には、薬学部を設置する大学がないことから、薬剤師の志望者が少ない現状があり、地域の薬剤師不足が懸念されています。新設された奨学金制度を活用することで、大北地域の薬剤師を確保する取り組みとして期待されています。

薬剤師を目指すあなたへ

奨学生募集

奨学金の目的
「ふるさと」大北地域での地域医療の充実と発展を目的に薬師奨学金制度を設けました。薬剤師免許取得後、一定期間組合の指定する薬局に勤務すれば奨学金の返済を免除します。

奨学金の額
一人あたり月額10万円を限度とする。

奨学金の対象者
大学の薬学部に通学する薬学部生で、大学卒業後、薬剤師として大北地域の薬局に勤務を希望する薬学部生。

まずはお電話を

大北保険薬局事業協同組合
りんげ薬局 事務長 織田まで
〒398-0002 大町市大町 3115-7
電話 0261-22-0125

奨学金は薬学部への在籍者及び薬学部への入学が決まっている方を対象に、大学卒業後、薬剤師として組合指定の薬局に勤務することを条件に、一人あたり月額10万円を限度として貸与し、1学年1人ずつ最大6人へ貸与することを想定しています。また、薬剤師免許取得後、組合の指定する薬局に一定期間勤務することで、奨学金の返済が免除されます。

矢口澄江代表理事は、「地域の皆様のおかげで20年の節目を迎えられた。薬剤師は、住民の薬の相談相手として地域にとって欠かせない人材にもかかわらず、確保が難しい。奨学金制度により地域に薬剤師が増えることを期待している。今後も地域医療への貢献を目指して活動をしていきたい」と話されました。

家庭ごみ収集車にAEDを搭載

～長野市委託浄掃事業協同組合～

長野市委託浄掃事業協同組合では、昨年9月から家庭ごみ収集車（オレンジパッカー車）全38台に自動体外式除細動器（AED）を搭載しました。

組合では、合併地区を除いた長野市全域の家庭ごみの収集運搬業務を行っており、収集網は、住宅地や山間地等の市内全域にわたります。この収集網を活用して「安全・安心」の市民サービスを提供できないかと考えたところ、AEDを搭載することになりました。AEDは公共施設や駅等の主要な建物への設置が進んでいますが、住宅地や山間地では身近な設置場所が少ないため、収集業務の中で万が一のときに地域のAEDとして活用されることを期待しています。

また、オレンジパッカー車で収集業務にあたるドライバーや助手は、救命講習会を修了した者が乗務しており、AEDについての知識や使用手順に関する講習も受講しているため、不測の事態にも対応できる体制を整えています。



全国的にも珍しいこの取り組みを、組合の宮沢直志事務局長は「生活の中で、オレンジの車に声をかければ大丈夫とっっていたきたい。今後は、救急セットの装備など、更なるサービスの提供を行いたい」と今後の展望について話されました。



●大村会長、生産性向上国民運動推進協議会（総理官邸）に出席

大村会長は、5月24日、総理大臣官邸において開催された「第1回生産性向上国民運動推進協議会」に出席しました。加藤勝信内閣府特命大臣の進行により、冒頭、安倍総理大臣から挨拶があり、引き続き、飲食業と小売業において、製造業の取組みを応用したサービス業の生産性向上事例の報告が行われました。



左から、大村会長、林トヨタ自動車顧問、加藤大臣、安倍総理、榊原経団連会長、神津連合会長

●加藤常務理事、行政手続部会にて意見陳述

加藤常務理事は、5月25日、内閣府で開催された「第16回行政手続部会」に出席しました。席上、加藤常務理事は、行政への入札・契約に関する手続における事業者の負担感について、中小小規模事業者において、添付書類などの手続の多さは人手や時間を取られ、事務負担及びコスト面で負担となっていることから、中小・小規模事業者への配慮を含め、適正な競争が行えるように申請に係る書類の更なる簡素化を図るとともに、添付書類の必要性の見直しをしていただきたいなど、意見を述べました。

●全国中小企業青年中央会 平成29年度通常総会を開催

平成29年度通常総会が6月23日（金）、マリトピア（佐賀県佐賀市）において開催されました。

通常総会の開会にあたり、中澤善美全国中央会事務局長より来賓挨拶がありました。当日は、平成28年度事業報告、決算報告並びに平成29年度事業計画（案）、収支予算（案）などの議案についての審議が行われ、全議案が満場一致で承認されたほか、役員の新選が行われ、UBA理事に新たに広島県の田口裕司氏が就任しました。

続いて創立25周年記念式典が行われ、山口祥義佐賀県知事より来賓挨拶が行われた後、UBAの歴代会長に対して表彰状の授与が行われました。

なお、平成30年度通常総会は徳島県での開催を予定しています。



山口佐賀県知事来賓挨拶

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.91

株式会社山崎屋木工製作所（千曲市）

最先端加工機とITを駆使してつくる
長野県産材高断熱木製サッシのブランド化を進める。

オリジナルブランド「キュレイショナー」で全国展開

山崎屋木工製作所は卓袱台、茶箆筒など、いわゆる指物の製作・販売で創業。後に店舗什器にも仕事を拡大し、「銀座NAGANO」を始めとする店舗・施設等のカウンター・什器のほか、住宅用の家具、キッチン、建具などの設計・製作・施工を手がけています。木曾ひのき材高性能木製サッシさらに長野県産材を利用した高断熱木製サッシの製造・販売でも売上げを伸ばしています。



木曾ひのき材高性能木製サッシ

つねに木の可能性を追求してきた山崎慎一郎社長。転機が訪れたのは2011年、福島第一原発事故の2カ月後、ドイツ・ハノーバーで開かれた木工機械の国際的展示会で木製サッシの加工機械を見たことでした。

木は熱伝導率が低く、アルミに比べ2,000倍も断熱性能にすぐれた素材。欧米では住宅の断熱性能を高めるため木製サッシの普及率が20～30%なのに対し、日本ではたった1%。その分、エネルギーを大量に消費している現実を突きつけられたのです。「日本は世界第4位の森林保有国。豊富な木材をうまく使うことで消費エネルギーはかなり減らせる。木の可能性はここにあると感じました」

同社は2011年末、5軸CNC加工機を導入し、木製サッシの製造事業をスタート。良質な長野県産材を有効利用した製品開発を基本方針として定めます。設計事務所とともに環境省のプロジェクトにも参画するなど高断熱木製サッシの研究開発を進め、着実に成果を上げてきました。

同社は完全オリジナル形状で設計し、意匠性と性能に特化した高断熱木製サッシで国内同業社と差別化。オリジナルブランド「CURATIONER（キュレイショナー）」を立ち上げ、全国に販売展開しています。

データの「見える化」を実現

同社ではものづくり補助金を活用し、5軸



木製サッシ加工用5軸CNC加工機



複雑なデザインの家具加工にも対応

CNC加工機と連動する窓枠製造販売プログラム「OPERA」を導入しました。

これは木製サッシの製作図面作成から、部材および生産コストの積算、材料の歩留まり計算、断熱性能（ランニングコスト）や年間エネルギーコスト削減量の計算、さらには木材・複層ガラス・金物等の部材発注まで行えるすぐれたシステム。完全オリジナル形状の製品づくりが可能で、各種データの「見える化」により、2020年に義務化される新築住宅の省エネ基準にも対応するため、木製サッシ普及の追い風になると期待しています。

「木製サッシの売上げが立てられるようになって4年目。2年前から家具を上回るようになり、今期も売上げ目標を上回る勢いです。木製サッシはアルミサッシに比べてかなり高価なため、今はまだ富裕層がメインターゲットですが、より多くのお客様に使っていただけるよう材料やコストなどの研究に取り組んでいます」



ミーティングルーム。同社製の木製サッシ、家具のショールームも兼ねる

同社では受注増が続く木製サッシに対応し、2019年度稼働を目指して専用工場を隣地に建設する計画です。



株式会社山崎屋木工製作所

代表 代表取締役 山崎慎一郎

創業 1958（昭和33）年10月

資本金 1,000万円

本社 千曲市小島2817

TEL.026-272-2106 FAX.026-272-2765

事業内容 オーダー家具の製造・販売、空間コーディネート、ウッドサッシの企画・製造・販売など



好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.92

株式会社オオタ（松本市）

精密金型技術を活かし順送プレス加工に特化。
高い技術力で低コスト・高品質な製品づくりを実現。

順送に特化し コスト削減・工期短縮・高精度化

金型技術者だった現会長が昭和46年に創業した精密金型・精密プレス加工のオオタ。金型製作に加え、受注の安定を図るためプレス加工による金属部品の量産も始めました。



冷間鍛造加工品サンプル

プレス加工では後発だった同社は「順送金型」で同業社と差別化を図り、電気製品や通信器機、パソコンなどの部品を手がけてきました。現在は冷間鍛造にも力を入れ、切削加工をプレスに置き換えることで顧客ニーズに応え自動車部品を中心に生産しています。

複雑な形状の精密部品をプレス加工する場合、複数の金型を使い数工程に分けて加工するのが一般的です。一方、複数の工程をひとつの金型に配置し1工程で済ませることができるのが順送プレス加工。コスト削減・工期短縮・高精度化などのメリットがありますが、高い技術が必要とされます。

同社は得意の精密金型技術を活かし、大型部品から精密部品まで、また加工が難しい材料や工程、さらには特に外観基準が厳しい外装品まで順送化。不可能を可能にしてきました。「当時主要取引先だった日本を代表する大手電機・通信機器メーカーによれば、外装品では世界初でした」と太田修吾社長は胸を張ります。



製品サンプル

現在手がける製品の主力は自動車部品へとシフト。特許を取得するなど順送技術を徹底して追求し、ユーザーニーズに合った製品開発を行っています。

申請書作成で会社をじっくり見つめ直す

今回ものづくり補助金で導入したのが「非接触光学式3次元デジタイザ（ATOS）」。製品の画像を取得し、システム上で3Dデータに置き換えて表示する画期的な測定機です。

自動車部品では軽量化のため高強度材料の採用が進み、プレス金型の精度維持が困難になってい



順送プレス

ます。同機は金型の減りがどこに、どれぐらい生じているかを3Dで見ることができると、次の手を打つ時間の大幅なスピードアップになりました。また顧客との打ち合わせもデータを見ながらでき高い評価を得ています。

「同業社での導入は全国的にもほとんど例がなく、採択していただいたのはとてもラッキーでした。他社とは違った視点で見られるので、より精密な製品を受注するチャンスが増える」と太田社長は期待しています。

同社がものづくり補助金を初めて申請したのが平成24年度。書類作成が高いハードルだと言われる補助金の申請ですが、当時専務の立場で初めて自ら申請書を作成した太田社長もそれを実感した一人でした。「申請書は会社を改めてじっくり見つめ直し、世の中の動きや業界の動向も調べないと書けません。とても良い勉強になったし、やりがいも達成感も非常に大きかったですね」

半数近くが技術者という同社。太田社長は「技術は人」と強調します。「何かやろうと思った時、人がアイデアを持ち寄ることでカタチにできる。いくらロボットの導入が進んでも人間に勝るものはないと思っています」



非接触光学式3次元デジタイザ (ATOS)



株式会社オオタ

代表 代表取締役社長 太田修吾
創業 1971（昭和46）年2月
資本金 5,000万円
大久保工場 松本市笹賀5652-96
TEL.0263-26-5151 FAX.0263-27-2317
事業内容 精密金型の設計・製作及びプレス加工





登記すべき事項

組合を運営していく上で代表理事の変更、事務所所在地の移転等、登記事項を変更するには変更登記申請が必要です。登記することで変更された事項の効力が発生するため、変更登記は忘れずに行いましょう。今回は、登記すべき事項についてご紹介いたしますので、ご確認ください。

中小企業等協同組合法では変更の登記等に関して次のように記載されています。

中小企業等協同組合法(抜粋)

第85条(変更の登記)

組合において(※)前条第2項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第五号に掲げる事項中出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から4週間以内にすれば足りる。

(※)前条第2項各号に掲げる事項とは、事業、名称、地区、事務所の所在場所、出資1口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額、代表権を有する者の氏名・住所及び資格、公告方法等のことを指します。(第84条より抜粋)

主要な変更登記事項と申請期限等については、以下の表のとおりです。

変更事項	申請期限等
代表理事の変更 ※1	変更があった日から2週間以内
出資の総口数及び払込済出資総額の変更	出資の総口数及び払込済出資総額が変更となった場合、変更があった日から2週間以内又は、事業年度終了後4週間以内
地区の変更	行政庁の定款変更認可書到達日から2週間以内
事務所の所在地の変更	移転した日から2週間以内
事業の変更	行政庁の定款変更認可書到達日から2週間以内
その他	名称、公告の方法の変更、出資払込みの方法の変更、出資1口金額の変更、合併・移行・組織変更、解散及び清算などそれぞれの登記

※1 代表理事の変更登記に関しては多くのご質問をいただきます。任期満了の役員改選を行い、新たな代表理事が就任した場合、引き続き代表理事が留任した場合にかかわらず、いずれの場合でも登記申請が必要です。

なお、組合の事業や名称、地区、事務所所在地等、定款に規定されている事項を変更する際には、変更登記を申請する前に管轄行政庁に定款変更の認可申請が必要です。

定款変更や変更登記についてご不明な点がございましたら、本会指導員へご相談ください。

弁護士の話

第6回 安定経営期における留意事項 **その1** 契約について



弁護士 中山 耕平

今回は、経営安定期における契約内容のチェック（リーガルチェック）の重要性についてお話しします。

■契約書を作成する意義

契約とは、当事者の意思の合致に法律効果を持たせるものであり、意思の合致さえあれば、契約は成立します。

口約束でも契約は成立します（但し、保証契約等一部の契約の成立には、書面が必須となります）が、契約書を作成する意味は、当初の想定どおり事が運ばなくなった事態に備えるものです。例えば、契約の相手が契約内容を履行しなかったり経営状態の悪化が疑われる段階でいち早く債権を回収したり、取引に伴い契約当事者以外の第三者に損害を与えた場合の責任分担を決めておくなどして、紛争を予防するためです。

契約書は、契約当事者が円満な段階で締結するものであり、会社内だけでチェックが可能であると考えている方も多いと思います。しかしながら、契約当事者と法律の専門家である弁護士は、チェックするポイントが異なります。契約当事者は、契約書の内容通りスムーズに事が進むことを前提としたチェック（言い換えれば、契約の今後のスケジュールチェック）になりがちですが、弁護士は、契約通りに事が運ばなかった場合にリスクを回避あるいは最小限にできるかという「契約書の裏側」からチェックを行います。

当然ながら、物事はうまく事が進む方が喜ばしいことではありますが、誤解を恐れず言うならば、うまく事が運んだ場合には契約書はさほど重要ではありません。経営にリスクは付きものであり、契約書は、契約がうまくいかなかった場合のリスクに備える所に大きな意味があるのです。

■リーガルチェックは、「相手よりも自社に有利な状況を展開するためにある」？

リーガルチェックの目的の一つに、少しでも自社に有利な状況を展開しリスクをできるだけ負わないようにする、という側面があるのは当然であります。

しかしながら、その側面のみを推し進めるならば、相手にのみリスクを負わせる不公平（アンフェア）な契約となり、訴訟の場で契約の有効性が争われるという紛争リスクを負いかねません。

弁護士がリーガルチェックを行う際には、依頼者の利益を最優先に考えながらも、公平（フェア）の観点も考慮にいれ、訴訟の場で争われた場合に契約内容が公序良俗に反し無効とはならないか、公平中立な裁判所の目から見て許容されるか、をチェックします。契約書の文言が訴訟に耐えうるかどうかは、日常業務として訴訟に携わる弁護士にしか判断することができません。

また、相手への配慮を欠いたあまりに不公正な契約は、経営者の商徳を疑われかねませんし、相手との信頼関係に基づいた長期的なビジネス展開という面でも得策ではありません。リーガルチェックは、自社の経営感覚がビジネス界の常識や倫理観に沿ったものかどうかを自省することにもなります。

■経営理念とリーガルチェック

とあるメーカーの製品製造受託契約書に、瑕疵担保責任を1年間と定めた条項があったため、私がリーガルチェックの際に、商法上瑕疵担保責任は6ヶ月間に短縮出来ることを指摘したところ、担当者から、「当社の長年の慣行や製品の性質上、当社は瑕疵担保責任期間を法律よりも長く1年間責任を負う内容で結構です。」との回答をもらったことがありました。それを聞き、契約書には会社の経営理念や製品に対するプライドが表れることを改めて感じました。弁護士による法的側面から助言を活かしつつ、自社の経営理念を大事にした事業展開を行っていただきたいと思えます。

以上、リーガルチェックの意義について、簡単にご説明しました。弁護士にとって、リーガルチェックは日常業務の一つであり、契約文言を巡るトラブルや債権回収についても様々な企業の契約書を目にしておりますので、新規事業の展開をお考えの経営者の皆様には、是非、中小企業団体中央会を通じた弁護士会の相談制度をご活用いただきたいと思えます。

以上

企業における生産性向上の取組みを支援するため、生産性を向上させた企業が労働関係助成金（一部）を利用する場合、その助成額または助成率を割増します。

生産性要件

労働関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に助成の割増を行います。（具体的な助成額または助成率は各助成金のパンフレット等をご覧ください。）

- 助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、
- ・その3年前に比べて**6%以上伸びていること** または、
 - ・その3年前に比べて**1%以上(6%未満)伸びていること**（※）

（※）この場合、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていること

☞ 「事業性評価」とは、都道府県労働局が、助成金を申請する事業所の承諾を得た上で、事業の見立て（市場での成長性、競争優位性、事業特性及び経営資源・強み等）を与信取引等のある金融機関に照会させていただき、その回答を参考にして、割増支給の判断を行うものです。

なお、「与信取引」とは、金融機関から借入を受けている場合の他に、借入残高がなくとも、借入限度額（借入の際の設定上限金額）が設定されている場合等も該当します。

☞ 「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

- 「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。
- 「生産性要件」を算定するための「生産性要件算定シート」を厚生労働省のホームページに掲載しています。これをダウンロードし、該当する勘定科目の額を損益計算書や総勘定元帳の各項目から転記することにより生産性を算定できます。助成金の支給申請に当たっては、各勘定科目の額の証拠書類の提出が必要となります。

ダウンロードはこちらから↓

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

「生産性要件」が設定される助成金

労働関係助成金のうち生産性要件が設定される助成金は、雇用維持や障害者の雇用環境整備など一部の助成金を除いた以下の助成金が対象となります。 ※詳細は各助成金のパンフレット等をご覧ください。

【再就職支援関係】

- 1 労働移動支援助成金（※）のコースは生産性要件が複数ある支給要件のひとつとなっています。[問合せ先：各ハローワーク]
（早期雇入れ支援コース（※）、人材育成支援コース（※）、移籍人材育成支援コース（※）、中途採用拡大コース）

【雇入れ関係】

- 1 地域雇用開発助成金 [問合せ先：各ハローワーク]
（地域雇用開発コース）

【雇用環境の整備関係】

- 1 職場定着支援助成金 [問合せ先：長野労働局 職業対策課 Tel.026-226-0866]
（雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース、保育労働者雇用管理制度助成コース、介護労働者雇用管理制度助成コース）
- 2 人事評価改善等助成金 [問合せ先：長野労働局 職業対策課 Tel.026-226-0866]
- 3 建設労働者確保育成助成金 [問合せ先：長野労働局 職業対策課 Tel.026-226-0866]
（認定訓練コース、技能実習コース、雇用管理制度助成コース、登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース、女性専用作業員施設設置助成コース）
- 4 65歳超雇用推進助成金 [問合せ先：高齢・障害・求職者雇用支援機構 長野支部 Tel.026-258-6001]
（高齢者雇用環境整備支援コース、高齢者無期雇用転換コース）
（注）当該助成金は、生産性の伸び率が1%以上(6%未満)である場合の金融機関への事業性評価の対象外となっています。

【仕事と家庭の両立関係】

- 1 両立支援等助成金 [問合せ先：長野労働局 雇用環境・均等室 Tel.026-223-0560]

【キャリアアップ・人材育成関係】

- 1 キャリアアップ助成金 [問合せ先：長野労働局 訓練室 Tel.026-226-0862]
- 2 人材開発支援助成金 [問合せ先：長野労働局 職業対策課 Tel.026-226-0866]

【最低賃金引き上げ関係】

- 1 業務改善助成金 [問合せ先：長野労働局 雇用環境・均等室 Tel.026-223-0560]

信州みらいチャレンジ保証

長野県の地域経済を支える中小企業の皆さまの事業承継をはじめとする経営課題の解決を支援します。

概 要	
ご利用いただける方	次の要件を満たす方 ①取引金融機関（メインまたは準メイン金融機関）との間で証書貸付、手形貸付、当座貸越、割引、社債引受等による取引が3年以上あり、保証申込時点でその取引残高がある方 ②事業承継等の経営課題を抱え、その解決に取り組む方 ※お申込みはメインまたは準メイン金融機関を通じてお願いいたします
限度額	1億円以内
対象資金	運転資金及び設備資金
保証期間	運転 7年以内 設備 10年以内（据置期間1年以内を含む）
返済方法	分割返済（ただし、期間1年以内の場合は一括返済可）
信用保証料	年0.25%～1.70% ※通常より0.2%低い保証料率でご利用いただけます ※有担保割引、中小企業会計割引の適用も可能です
貸付利率	金融機関所定の利率
連帯保証人	原則として法人の代表者を除き不要
担保	必要に応じてご提供いただきます
添付書類	所定の申込資料の他、申込人資格要件等確認書及び課題確認書の添付が必要となります ※書式は、当協会ホームページ（お客様用書式ダウンロードページ）に掲載しています

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。



ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp>

E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

ながの共済
傷害共済

経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

経営者傷害共済 (傷害共済K型)

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから!

ケガによる死亡補償

2,000万円※

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

継続は
85歳まで!

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能



ながの共済

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階
【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階
【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階
【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル ハレス1階
【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026 (269) 0885
TEL.0268 (24) 1789
TEL.0263 (33) 0510
TEL.0266 (78) 4033
TEL.0265 (24) 7099

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BEST/パートナー
三井生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
三井生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
一般扱(口座振替月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン
経営者の
各種リスクマネジメントのために
パートナーズプラン
役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
三井生命保険株式会社



- * 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0815 長野県松本市深志1-2-11 昭和ビル9F TEL:0263-34-3585 <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

長野営業部 TEL:026-226-2820 松本営業部 TEL:0263-35-8519 飯田営業部 TEL:0265-24-4980
諏訪営業部 TEL:0266-52-1356 あづみ野営業部 TEL:0263-84-0256 東御営業部 TEL:0268-64-5413
上田営業部 TEL:0268-24-2755 佐久営業部 TEL:0267-62-0358

三井-KB-2017-15 (損保)B-2017-23 (2017.5)
B-2017-1097 (2017.5) 使用期限 2018.3.31

県内の事業者の皆さまへ
 県外学生をインターンシップで受け入れてみませんか。

「信州でインターンシップ応援補助金」のご案内

県では、長野県外の大学等に在籍する学生が、長野県内の事業所等で実施されるインターンシップ（就業体験）に参加するために必要な経費を補助することで、県外学生の県内事業所等におけるインターンシップの参加を促進しています。

対象者	長野県内に事業所等（本店、支店、営業所、工場等）を有する事業者
対象事業	以下の要件をすべて満たすインターンシップ（就業体験） ①長野県外の大学等に在籍し、かつ長野県外に在住する大学生等を受け入れること <small>※ただし、最終学年の大学生等（大学院進学予定者及び大学編入予定者を除く）は対象外です。</small> ②長野県内の事業所等で実施するものであること ③実施期間が実働3日以上であること（ただし、当該実施期間が属する年度の2月末日までに終了したものに限り） ④採用活動とは一切関係ないことを明確にし、就業体験の提供を目的としたものであること ⑤労働関係法令が遵守されているものであること
補助対象経費	事業者が負担する費用で次に掲げるもの ①交通費 県外の居住地から宿泊先を経由して、インターンシップの実習先を往復するために必要な交通機関の使用に要する費用 ②宿泊費 インターンシップ実施期間（実施日の前後を含む）において、実習先に滞在するために要する費用（ただし、食費を除く）
補助限度額	1人あたり30,000円（申請人数に上限はありません） 受入事業者が「職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業」の場合は、40,000円 【ご注意】 受入事業者が保有する施設に宿泊させた場合は宿泊費の対象となりません。 <small>※同一年度中に限り、限度額に達するまで複数回申請可能。</small>
申請手続	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">長野県</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">申請者</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">交付申請書を提出 ※1</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">交付決定通知を発送</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">インターンシップを実施 ※2</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実績報告書を提出 ※3</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">額の確定通知を発送</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">請求書を提出</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">指定口座へ振込</div> </div> <p>※1 インターンシップを実施する日の7日前までに提出してください。 ※2 実績報告書の添付書類として領収書の写しが必要となります。必ず取得していただくと共に、受入学生に必ず領収書を取得するようお伝えください。また、受入事業者が受入学生に費用を支払った場合は、それを証する書類（受領書など）も必要となります。 ※3 インターンシップを実施した後、30日以内に提出してください。</p>

書類提出先およびお問合せ先

長野県 産業労働部 労働雇用課 雇用対策係

TEL : 026-235-7201 E-mail : koyotai@pref.nagano.lg.jp

長野県 インターンシップ応援

検索

☆働きやすい職場環境づくり
 「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
 “あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、
 1人1日1kgのCO₂削減”

わが社にも退職金制度！

「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから管理も簡単。退職金はぜひ中退共におまかせください。

【お問合せ先】（独）勤労者退職金共済機構
 中小企業退職金共済事業本部
 ☎03（6907）1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2017

7

No.488

第488号 平成29年7月10日発行
 購読料年間3,000円（消費税・送料込み）
 発行人 佐々木正孝
 発行所 長野県中小企業団体中央会
 長野市中御所岡田町131-10
 長野県中小企業会館内4F
 TEL.026-228-1171
 印刷所 カシヨ株式会社

地域の中小企業と、未来を描く。

地域の経済を支える、中小企業のみなさまのために。
商工中金はさまざまな関係機関と連携して、そのビジネスをサポート。
豊かな地域社会の実現に向けて貢献してまいります。

商工中金



長野支店 026(234)0145

諏訪支店 0266(52)6600

松本支店 0263(35)6211

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
●長野電鉄榑堂駅下車(勤労者女性会館しなのき隣)

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
●上諏訪並木通り

〒390-0811 松本市中央2-1-27
●松本郵便局筋向い(松本本町第一生命ビル1階)

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする金融機関です。



人を思う。未来を思う。

商工中金